

消防車が増車

日本損保協会から寄贈

日本損害保険協会から消防ポンプ自動車の寄贈があり、その寄贈式が二月五日午前十時三十分から市役所前で行われました。

寄贈式は、日本損害保険協会京都地方委員会委員長 島聖生氏ら三人、市側から中山市長、木村市会議長ら約二十名が出席して行われました。まず、日本損害保険協会の島聖生氏が、中山市長に消防ポンプ自動車の寄贈を手渡したあと、中山市長は、「住民の生命と財産を守る消防力の強化をはかっていかなければならぬ。寄贈を受けたこの消防ポンプ自動車の増車により、消防力のアップが期待できます」と謝辞を述べ、つづいて木村市会議長のあいさつがあり、式を終えました。

消防ポンプ自動車は標準型で、油火災用消化機材、ホース十本などが積載され、全国で八百九十七台目、京都府下では十四台目の寄贈にあたりました。

この消防ポンプ自動車の常備により、消防本部の車両台数は、普通ポンプ車二台、水槽付ポンプ車一台、化学消防車一台、スノーケル車一台、救急車二台、消防司令車一台のあわせて八台となりました。



(日本損保協会から中山市長に消防車両の目録を贈呈)

物集女氏は、久世に住んでいた岡背六人(くせのしびと)や羽東部、石作部と同様、山背の岡、大枝村に住んでいた出雲系の豪族、土師氏の支配下にあって、物集女郷を支配していた。

ところが、応仁元年(一四六七)から文明九年(一四七七)と十一年にわたって続いた大乱に、室町幕府の弱体化

市の北端に位置する物集女郷は、現在では新しい家が建ちならんでいます。最近まで遺跡の家の残るのどかな農村地帯でした。

物集女郷の中央、物集女バス停の十字路を右京区大枝に通じる道を西へ向うと左南方に、一際高くそびえる榎(榎の木)の大木があるが、そのあたりが、その昔、城塞を築き、土蔵として住み続けた物集女氏の城跡といわれる。

城跡の外濠が残存

物集女城跡



(城の外濠と思われる小池)

この戦いにより、乙訓の地にあった乙訓寺をはじめ願徳寺など、多数の社寺が焼亡したと言われる。また、戦乱の巻きごえを食ったのは社寺だけでなく一般民衆の多くが被害をうけた。このため、民衆は自己を守るため団結して一大勢力となり、郷民による自治を行うようになった。

物集女氏はその後、勝竜寺城主となった細川藤孝の謀殺にあつて、長く続いた物集女城も、その姿を消したと伝えられる。

現在、城跡はなく、ただ城の外濠であったと思われる細長い小池(通称城の池)が残っているにすぎない。

(文・市教委)

加入申込みを受け付け

「交通災害共済」

一日一円の掛金で、思いがけない交通災害に備えて「交通災害共済」に加入しよう。

この制度は、交通事故による死亡、傷害に見舞金を支払うものです。共済期間は一年間です。これまで加入されていた方も、これから加入される方も、申込みの届けしめを。

掛金は一人三百三十円(三百六十五円のうち三十五円市補助)と申込み書を持って、三月三十一日までに日理で出張受け付けをします。申込用紙は三月十日ごろまでに、新聞折込みでお届けします。

(出張受付日時・場所)

- ・三月十日(月) 午前九時～午後四時 分向日事務所
- ・三月十一日(火) 午前九時～午後四時 寺戸公民館
- ・三月十二日(水) 午前九時～午後四時 分向日事務所
- ・三月十三日(木) 午前九時～午後四時 分向日事務所

第一期種痘未済者は連絡を

第二期以上で小学校入学までのお子さんで、第一期の種痘未済者の調査をしていきます。種痘未済者は、保健予防課までご連絡下さい。電話九三一一一一番

昭和五十年年度第一回「乙訓ポニー」の学校(知恵おくれ幼児の通学治療教室)の入校申込みを受け付けています。入校申込みは、つきのとおりです。

(応募資格) 市内に住む就学前の幼児で、母親と週一回通学できる方

(申込期間) 三月五日まで(申込み先) 保健予防課(入校決定) ポニーの学校選考委員会で決定後通知(お問い合わせ) 保健予防課(電話九三一一一一番)

廃車申告は必ず 本人が確実に申告を

廃車申告の手続きは、必ず本人が確実に申告を。軽自動車や原動機付自転車(ナンバープレート)を、本人が確実に申告を。本人が確実に申告を。本人が確実に申告を。

昭和五十年年度分の固定資産課税台帳を三月一日(日曜日)の期間(日曜日を除く)に、税務課でしています。縦覧ご希望の方は、お気をつけてお越し下さい。

固定資産課税 台帳を縦覧

昭和五十年年度分の固定資産課税台帳を三月一日(日曜日)の期間(日曜日を除く)に、税務課でしています。縦覧ご希望の方は、お気をつけてお越し下さい。

市民会館に併設された中央公民館の図書室に、昭和四十八年度からこれまでに三十二名の方から八十冊余りも、図書の寄贈をいただきました。お礼申し上げます。寄贈いただいた図書は、市民の愛読書として、広く利用されています。

図書寄贈のお礼とお願

市民会館に併設された中央公民館の図書室に、昭和四十八年度からこれまでに三十二名の方から八十冊余りも、図書の寄贈をいただきました。お礼申し上げます。寄贈いただいた図書は、市民の愛読書として、広く利用されています。

市民会館に併設された中央公民館の図書室に、昭和四十八年度からこれまでに三十二名の方から八十冊余りも、図書の寄贈をいただきました。お礼申し上げます。寄贈いただいた図書は、市民の愛読書として、広く利用されています。

国民年金

国民年金は、サラリーマン以外の方を対象とした国の年金制度ですが、現在では対象者のほとんどが加入され、六十五歳から終身老齢年金を受けていただくことになっていきます。

しかし、この老齢年金を受け取るためには、加入の手続きはもとより、六十歳になるまでの間に、一定期間の掛金納付が条件とされています。

納付期間が残っていないかどうかがポイントです。もし、これらの期間があるために、このままでは年金があふないと活用しなければならぬのが「今年の十二月末までの期限つき認められ

が運れるほど、分割納付できる期間も、少なくなっています。お早く保険年金(照会)下さい。

裁定請求は必ず 五年年金

五年年金は、明治三十九

この五年年金の加入者で、現在、五年分の保険料を完納し、すでに六十五歳を過ぎている方、または六十五歳になった方は、裁定請求の手続きを必ずして下さい。

この裁定請求があらません、年金を受けられませんので、ご注意ください。

(保険年金課)

この五年年金の加入者で、現在、五年分の保険料を完納し、すでに六十五歳を過ぎている方、または六十五歳になった方は、裁定請求の手続きを必ずして下さい。

この五年年金の加入者で、現在、五年分の保険料を完納し、すでに六十五歳を過ぎている方、または六十五歳になった方は、裁定請求の手続きを必ずして下さい。

この五年年金の加入者で、現在、五年分の保険料を完納し、すでに六十五歳を過ぎている方、または六十五歳になった方は、裁定請求の手続きを必ずして下さい。

この五年年金の加入者で、現在、五年分の保険料を完納し、すでに六十五歳を過ぎている方、または六十五歳になった方は、裁定請求の手続きを必ずして下さい。

“自転車は正しく乗ろう”

ふえる自転車事故 乗る前にはまず充分な点検を



最近の交通事故でふえているのが自転車事故です。こどもからお年寄りまで、気軽に乗れるのが自転車。でも、車のように無茶な運転をしたら……。自転車運転も、正しい乗り方があります。正しい運転で、交通事故防止に努めましょう。

こどもを交通事故から守ろう 自転車は正しく乗ろう

